

宇部市中小企業等DX推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内企業が、Y-BASE宇部ランチが実施するやまぐちDX推進拠点Y-BASEの専門的知見やノウハウを補完することを目的としたハンズオン支援を受けた、DX（デジタルトランスフォーメーション）を実現するための具体的な取組に対して経費を補助することにより、中小企業の持続的発展と成長産業分野（医療・健康、環境・エネルギー及び次世代技術（宇宙・バイオ等））への事業展開の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に活動拠点を有しており、今後も事業を継続する意思を有する中小企業者及び小規模企業者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項に該当する者
- (5) 本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (7) 市税の滞納がある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、成長産業分野への事業展開を見据えて既存ビジネスの変革等を目指した先導的、先進的な取組又はデジタル環境整備など事業者の業務効率化に関する取組とし、第8条第1項に規定する交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とする。

(補助金の額等)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助金区分、補助率、補助上限額、補助申請下限額は別表1、補助対象経費及び補助対象外経費は別表2のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

(2) 補助事業の目的に影響のない程度の事業計画の細部を変更する場合

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書が提出された場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該変更申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 前項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めるときは、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該変更申請をした補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに宇部市中小企業等DX推進事業費補助金中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査の上、補助金の交付決定（第9条第2項による場合を含む。）の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の額を決定し、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに宇部市中小企業等DX推進事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出された場合は、その内容を審査の上、適正と認めるときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金の交付決定を取り消したときは、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（1）虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

（2）第10条の規定により、補助事業を中止したとき。

（3）補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

（4）この要綱又は補助金の交付決定（第9条第2項による場合を含む。）の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（5）その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定された期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情が

あると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第18条 補助事業者は、当該補助金を交付された日が属する決算期の翌期から3決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、宇部市中小企業等DX推進事業費補助金状況報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(財産の処分)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、当該財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、及び担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、その他やむを得ない理由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(成果の発表)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月15日から施行する。
- 2 宇部市IoT・AI・5G活用補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助金区分	補助率	補助上限額	補助申請下限額
D Xモデル枠	補助対象経費の 2/3 以内	4,000 千円	1,000 千円
一般枠	補助対象経費の 2/3 以内	1,000 千円	300 千円

※補助金の交付については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 1 回とする。

別表2（第6条関係）

1 補助対象経費は次のとおりとする。

経費区分1	経費区分2	内容
物品費	工事費	機械装置等の製作・設置に必要な工事費並びに電気工事に要する経費
	機械装置製作・購入費	機械装置の製作又は購入に要する経費
	保守・委託費	機械装置の保守又は要する経費
その他経費	外注費	データ分析、ソフトウェア、設計等の請負外注に要する経費
	コンサルティング費	外部専門家等から技術的指導を受ける場合に要する経費（謝金、旅費等）
	通信運搬費	運搬料、宅配・郵送料等
	使用料	クラウド利用料やソフトウェア利用料
	その他	市長が必要と認める経費

※月額払い等となる経費は、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

経費区分	内容
1 の経費区分の全てに適用	補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
	事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
	電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
	汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用の PC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
	事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
	飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
	自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
	税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
	公租公課（消費税及び地方消費税等）
	補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
	中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
	設置場所の整備工事又は基礎工事に係る費用
	その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費